

交通事故を起こさないために

12月1日～31日は年末の交通安全県民運動期間です

年末は、交通死亡事故や重大事故が多くなる傾向があり、また、飲酒する機会も増えることから、県民総ぐるみで交通事故防止の徹底を図りましょう。まずは、家庭や職場、地域内で交通ルールの遵守や思いやり運転の実施など「事故を起こさない」、「事故に遭わない」ように次の事項を参考に呼びかけや話し合いを行いましょ。

【呼びかけ事項】

《家庭では》

- ▼出かける際に、「交通安全」などについて「ひと声」かけましょ。
- ▼シートベルトは全ての座席で着用し、チャイルドシートは、体格に応じたものを正しく取



- り付けて使
- 用しましょ。
- ▼運転手は、絶対にお酒を口にしないように家族みんなで取り組みましょ。



《職場、地域では》

- ▼会合や朝礼などの人の集まる機会に、危なかった（ヒヤリ、ハツとした）体験談の話し合いなどにより交通マナー向上や危険箇所の情報共有などを行いましょ。
- ▼帰宅や買い物などの交通が集中する時間と日没が重なる時間帯は、特に注意喚起を行いましょ。
- ▼シートベルト着用による被害軽減効果などを学ぶ機会を設けましょ。
- ▼ハンドルキーパー（飲酒せずに仲間や同僚を自宅に送り届ける人）を決めましょ。

岡サーフティーたかしま交通安全推進協議会（交通政策課） ☎(22) 0058

12月4日から10日までは人権週間です

☎(25) 8524 人権施策課

人権週間は、家庭で、職場で、学校で、家族と、友達と、みんなと、人権を考える1週間です。男女差別や障がい者差別など、あらゆる差別や偏見をなくし、みんなが明るく暮らせる社会を作るためには、私たち一人一人が、人権について正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識を持つことが大切です。人権のことについて相談のある方は、お問い合わせください。

- 【全国共通人権相談ダイヤル】 ☎0570(003)110
- 【子どもの人権110番】 ☎0120(007)110
- 【女性の人権ホットライン】 ☎0570(070)810
- 【大津地方法務局人権擁護課】 ☎077(522)4673

《 特設人権なんでも相談所 》
 相談無料。予約不要。秘密厳守。
 ▶日時 12月4日月 13時30分～16時
 ▶場所 マキノ保健センター、今津老人福祉センター、朽木保健センター、安曇川公民館、高島支所、観光物産プラザ

一人で悩まず
相談を

【固定資産税】家屋の新增築等には手続きが必要です

☎(25) 8116 税務課

固定資産税は、毎年1月1日時点に所有されている土地、家屋、償却資産に対して課税される税金です。次の場合は税務課または支所に手続きをお願いします。

- ▼家屋を新築または増築されたとき 建築工事の完了後、速やかにご連絡ください。
- ▼家屋を取り壊されたとき(全部または一部) 「建物滅失届」を提出してください。
- ▼家屋の所有権を移転されたとき 【不動産登記されている家屋】 年内に法務局で所有権移転登記を完了してください。(登記に関する問合せ先…大津地方法務局高島出張所 ☎(22) 2352) 【不動産登記されていない家屋】 「未登記家屋の所有者変更届」を提出してください。 詳しくはお問い合わせいただくか市のホームページをご覧ください。



税金の納め忘れはありませんか？

☎(25) 8012 県税…滋賀県西部県税事務所高島納税課
☎(25) 8522 市税…高島市役所納税課

皆さんから納めていただく県税や市税は、福祉、教育など住民の方々への身近な行政サービスに使われる大切な財源です。県と市では、12月を「ストップ滞納!! 強化月間」として、税の公平な負担の観点から、一斉に滞納整理を強化します。未納のまま放置されますと、預貯金・給与等の差押えや自宅などの捜索を行うことがあります。もう一度、納め忘れがないかお確かめください。

滞納額縮減のため、滋賀県と高島市が
共同で徴収業務
 を行っています

除雪作業はご協力ください

迅速で円滑な除雪作業のために、次の3点について皆さんのご協力をお願いします。

- 路上駐車をしないでください!! 除雪作業が遅れたり、できなくなったりします。また、事故の原因にもなりますので、路上には駐車をされないようお願いします。
- 目印をつけっぱなし!! 石垣や庭木などは、除雪作業時に確認ができず破損する恐れがあります。赤い布切れなどを付けた2m程度の竹竿を立ててください。目印をお願いします。
- 枝打ちをすっぴんください!! 道路際の竹や木などが、降雪や着雪により道路側に倒れ、通行の妨げになります。土地所有者で枝打ちや伐採をお願いします。

※除雪作業の際、雪のかたまりが宅地の出入り口をふさぐことがあります。ご理解とご協力をお願いします。



岡土木課 ☎(22) 2001

12月3日～9日は障害者週間です

地域で 障がいのある人と 共に暮らすことについて考えてみませんか？

「障害者差別解消法」は、障がいがあってもなくても、だれもが分け隔てなく尊重して暮らしていけるよう、差別を解消し、共生の地域社会を実現することを目指し制定されています。

◎合理的配慮の提供

障がいのある人が日常生活などで受けるさまざまな制限の原因となるバリアを取り除くために、個別の状況に応じて行われる配慮をいいます。

◎不当な差別的取扱いの禁止
「見えない」「聞こえない」「歩けない」といった機能障がいや知的・精神障がいを理由にして、差別を禁止しています。

〈例1〉障がいを理由に、必要がないにもかかわらず介助者の同行を求めるといった条件をつける。

〈例2〉本人を無視して介助者だけに話しかける。
〈例3〉今まで利用していたが、障がいがあるとわかった途端、利用を拒否された。

平成29年度高島市障がい者虐待防止普及啓発事業
「障がいのある人もない人も 誰もが住みやすい高島市に」
「障がい者の権利擁護や虐待防止の基本的な視点」

権利擁護の視点を学び、権利侵害や虐待を未然に防ぎ、一人一人が大切にされるための地域づくりを市民の皆さんと福祉関係者がともに学び考える機会にさせていただきます。お気軽にご参加ください。

○日時 12月9日(土) 13時30分～15時30分
○場所 今津東コミュニティセンター
○主催 高島市障がい者自立支援協議会
○高島市障がい者相談支援センターコンパス
☎(22) 55553



こんちゃん ぱすくん

『お酒とのよい付き合い方』



年末・年始にかけては、飲酒の機会が多くなります。適量なら「百薬の長」ともいわれるアルコールですが、続けて飲むと自分でも気づかぬうちに徐々に量が増えて、体に影響が及びやすいという性質も持っています。そうすると「百薬の長」ならぬ「百害の長」に。それでは、“適量”とはどのくらいなのでしょう？

品名	度数 (商品により差があります)	量
ビール	5度	中ビン1本 (500ml)
日本酒	15度	1合 (180ml)
焼酎	25度	0.6合 (110ml)
缶チューハイ	5度	1.5缶 (520ml)
ワイン	14度	180ml

性別や年齢によっても違い、女性はこの1/2～2/3程度、高齢者も量を控えた方がよいとされています。次の10か条を参考に、ほどよい距離を保ちながら、健康で永く、よいお付き合いをしたいものです。

- 一、談笑し、楽しく飲むのが基本です
- 二、食べながら、適量範囲でゆっくりと
- 三、強い酒 薄めて飲むのがオススメです
- 四、つくろうよ 週に2日は休肝日
- 五、やめようよ きりなく長い飲み続け
- 六、許さない 他人(ひと)への無理強い・イッ丰飲み
- 七、アルコール 薬と一緒に危険です
- 八、飲まないで 妊娠中と授乳期は
- 九、飲酒後の 運動・入浴 要注意
- 十、肝臓など 定期検査を忘れずに

なかには、「酒をやめないといけない・・・でもやめられそうにない。」と悩んでいる方もおられるかもしれません。全国でアルコール依存症患者は100万人以上、予備軍は約10倍と推測されています。1日3合以上の飲酒者は要注意です。

県内にアルコール治療をしている医療機関や相談窓口、酒害から回復した当事者団体「断酒同友会」などもありますので、勇気を出して相談してみませんか？ まずはお電話ください。

☎健康推進課 ☎(25) 8078



受章おめでとうございます 秋の叙勲・危険業務従事者叙勲

栄えある平成29年秋の叙勲および第29回危険業務従事者叙勲の市内受章者を紹介します。(順不同)

叙勲

《旭日小綬章》 地方自治功勞

宮内 英明 さん 元高島市議会議員

《旭日双光章》 薬事功勞

戸井 一郎 さん 元(社)滋賀県薬剤師会副会長

《瑞宝小綬章》 警察功勞

大磯 隆行 さん 元京都府七条警察署長

危険業務従事者叙勲

《瑞宝双光章》 警察功勞

内藤 弘 さん 元滋賀県警部

《瑞宝双光章》 防衛功勞

三矢 公一 さん 元2等陸佐

《瑞宝单光章》 防衛功勞

川岡 俊一 さん 元3等陸尉

《瑞宝单光章》 防衛功勞

長倉 欣作 さん 元3等陸尉

圖 総務課 ☎ (25) 8000

圖 ごみ減量対策課 ☎ (25) 8123
環境政策課 ☎ (25) 8104

身近な環境広場

もったいない!
食品ロスを減らしましょう!

食品ロスとは、「まだ食べられるのに、捨てられる食べ物のこと」です。

日本では年間約621万tの食品ロスが出ていていると言われています。(一人あたり、毎日お茶碗約1杯分)

※環境省ホームページより

食品ロスは少しの工夫で減らすことができますので、食品ロスの削減にご協力をお願いします。

～フードドライブを開催します!～

- ・日時 12月3日(日) 13時～16時
- ・場所 ガリバーホール

「もったいない」を「ありがとう」へ

フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を持ち寄り、それらを福祉団体などに寄付する活動のことです。

【当日寄付していただきたい食品】

缶詰、インスタント食品、菓子類などを会場へ持ってきてください。詳しくはお問い合わせください。

- 買い物は、必要な食材だけを買う。
- 食材を無駄なく全て使いきる。
- 外食時、小盛りメニューなどを活用し、食べ残しをなくす。



環境センターでは、監視強化のため毎月1回、ダイオキシン類の測定をしています。今後も引き続き監視を行い、環境センターの適正運転に努めます。

測定日	測定結果	法基準値
平成29年 10月19日	0.14ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g